

東京都北区後援名義等使用承認事務取扱基準について

平成 28 年 10 月 27 日

28 北総総第 3246 号

第 1 趣旨

この基準は、東京都北区（以下「区」という。）の後援名義等の使用承認事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第 2 名義の種類

区が使用を承認することができる名義は、後援、協賛及び共催（以下「後援名義等」という。）とする。

第 3 後援名義等の定義等

後援名義等の定義等は次のとおりとし、いずれの名義を使用するかについては十分検討して承認するものとする。

- 1 「後援」は、主催者が企画した事業や行事（以下「事業等」という。）の趣旨に区が賛同し、区が外部的に支援するものとする。
- 2 「後援」に該当するものであっても、特に主催者の要望があり、かつ、区長が特に適当であると認めるときは「協賛」名義を承認することができる。
- 3 「共催」は、主催者が実施する事業等について区が共同して実施するものとする。

第 4 事案の決定

後援名義等の使用承認事案は、区長決裁とし、総務課長及び総務係長に合議するものとする。

第 5 承認基準

後援名義等の使用承認申請に対しては、次に掲げる要件を満たす場合に承認するものとする。

- 1 主催者は、次のいずれかに該当すること。
 - (1) 官公庁
 - (2) 学校及び学校の連合体
 - (3) 公益法人及びこれに準ずる法人
 - (4) 新聞社、学術研究機関等で特に公益性が高いもの。
 - (5) 地縁団体、文化団体等で特に公益性が高いもの。
 - (6) その他区長が認めたもの。
- 2 事業等の内容は、次に掲げる事項に全て該当するものであること。
 - (1) 事業等の内容が明らかに学術及び文化の向上普及、その他公共の福祉の向上に寄与するもので公共性の高いもの（政治、宗教活動と認められるものを除く。）であること。
 - (2) 区の行政運営及び施策の推進に関する一般方針に反しないものであること。
 - (3) 主催者の存在基礎が明確で、事業遂行能力が明らかに十分であると判断されるもの

- (4) 過去における北区後援名義等の使用において、使用承認条件に違反していないこと。
- (5) 事業等を行うに当たっては、原則として区が経費を負担しないこと（共催名義を除く。）。
- (6) 事業開催に当たり、公衆衛生、災害防止等の観点から、十分な措置が講じられていること。
- (7) 主催者が参加者等から入場料、出品料、参加料等（以下「入場料等」という。）を徴収する場合における入場料等の額は、事業に要する最少必要経費の範囲であること。

第6 申請手続

- 1 申請は、後援名義等使用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によるものとする。
- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。
 - (1) 主催者の存在、基礎を明らかにする書類
 - (2) 役員その他事業関係者の住所又は身分等を明らかにする書類
 - (3) 事業等の目的及びその計画を明らかにする事業計画書（収支予算書を含む。）
 - (4) 共催名義の場合は、協定書（第1号様式の2）

第7 承認等の手続

- 1 名義使用承認期間は、承認をした日から当該事業が終了するまでとする。
- 2 承認に際しては、次の条件を付するものとする。
 - (1) 申請時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
 - (2) 事業終了後は、直ちにその結果につき報告書を提出すること。
- 3 承認は、後援名義等使用承認書（第2号様式）によるものとする。
- 4 次のいずれかに該当するときは、使用を承認しない。

なお、不承認と決定した場合は、申請者に対して不承認の理由を付して後援名義等使用不承認書（第3号様式）を交付するものとする。

 - (1) 公益を害すると認められるとき。
 - (2) 第5の承認基準に該当しないと認められるとき。
 - (3) その他(1)(2)に掲げるもののほか区長が不承認と認めるとき。

第8 承認の取消

- 1 次のいずれかに該当するものに対して、使用承認を取り消すことができる。
 - (1) 使用承認に付した条件に違反したもの。
 - (2) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けたもの。

第1号様式 後援名義等使用申請書

第1号様式の2 協定書

第2号様式 後援名義等使用承認書

第3号様式 後援名義等使用不承認書